

車いすで生活をされている方や寝たきりの方などを対象に、 福祉リフトカー「やすらぎ号」を貸し出しします。 この福祉リフトカーは、"車いすに乗ったまま"乗車できる自動車です。 お気軽にご利用ください。



利用できる方

次のいずれかに該当する方です。

- (1) 可児市内に在住し、普通自動車等への乗車が困難な方。(ご本人)
- (2) 可児市内に在住し、普通自動車等への乗車が困難な方を移送する方。 (家族など)



利用できる車

普通車と軽自動車の4台があり、普通運転免許証で運転できます。

1号車	2号車 トヨタ/シエンタ	4号車
<u>トヨタ/ノア</u>	3号車 トヨタ/ラクティス	<u>スズキ/エブリィ</u>
(普通車)	(普通車)	(軽自動車)
車いす席1席の場合:6人乗り 車いす席2席の場合:5人乗り	4人乗り (車いす席1席・補助席1席を含む)	4人乗り (車いす席1席・補助席1席を含む)
スロープ式乗降装置	スロープ式乗降装置	スロープ式乗降装置
車いす電動固定装置	車いす電動固定装置	車いす電動固定装置

*全車両禁煙です



連転される万

福祉リフトカーを運転される方は、利用者の家族、親族、知人など、可児市社会福祉協議会へ登録した運転予定者が行うものとします。



利用目的

ドライブや通院など、幅広くご利用できます。(ただし、営利を目的とした利用、通所・通学、その他社会通念上好ましくないものはお断りします)

費用負担

次の費用は利用者でご負担いただきます。

- 〇ガソリン代
 - ※福祉リフトカー利用後、可児市福祉センター周辺のガソリンスタンドで満タンにしてください。 給油時のレシートを返却時に提出してください。
- ○福祉リフトカー利用中の有料道路料金や駐車料金など

98

利用中に事故をした場合の保険

可児市社会福祉協議会が加入する自動車保険で対応できるものは、保険を使用します。ただし、免責がある場合や、保険が適用されない場合の修理費などは、利用責任者の負担となります。



利用したい場合

- (1) 可児市社会福祉協議会で「利用登録」をします。(初回のみ) 利用責任者、歩行困難者、運転予定者の方の住所、氏名、電話番号を登録していただきます。 ※利用責任者の方は印鑑、運転予定者の方は免許証コピーが必要です。
- (2) 取り扱いの講習を受けます。(初回のみ。但しご希望があれば2回目以降も可能です)
- (3) 利用したい日時に車が空いているかを確認し、予約をします。
 - ※当月と翌月末日までの予約が可能です。

(例:6月1日には、6月と7月末日までの予約を受付いたします。)

- ※電話での予約も可能です。
- (4)「福祉リフトカー利用申込書兼利用報告書」に必要事項を記入して、申し込みます。 ※当日の提出も可能です。
- (5) 当日、運転者の免許証の確認をします。
- (6) 利用前と後でリフトカーの外傷、走行距離等のチェックをします。
- (7) カーナビの利用を希望される方は取りつけ用の物を貸出しますので、申し出てください。

95

貸し出しできる日

日曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までです。ただし、土曜日、祝日及び年末年始(12月28日~1月3日)は除きます。

※土・祝日・年末年始の貸し出しを希望される場合は、ご相談ください。



利用日数・予約

利用日数は1回につき原則4日間までです。予約は予約可能期間内に一度に2回までとします。 予約を取り消される際はご連絡ください。



利用の取り消し

最後の利用日または利用登録日から2年間、福祉リフトカーの利用がない場合は、利用登録を取り消します。再び利用を希望される場合は、再度、利用登録の手続きを行ってください。

・・・・・申し込み・問い合わせ先・・・・・

可児市社会福祉協議会(可児市福祉センター内)

障がい者生活支援センター ハーモニー

TEL:62-5231 FAX:62-0037